

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

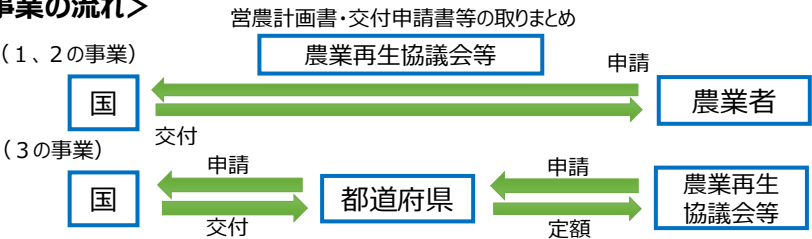
- ※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



＜事業の流れ＞



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）